2026 年 11 月 6 日
オリックス生命保険株式会社

給付金のお支払いに関する取扱い変更のお知らせ

当社は、2028 年 1 月 1 日より、睡眠時無呼吸症候群により入院された場合と不妊治療を受けられた場合の給付金のお支払いについて、以下のとおり取扱いを変更いたしますので、お知らせします。

1. 睡眠時無呼吸症候群により入院された場合の給付金のお支払いについて

睡眠時無呼吸症候群による入院には、「睡眠時の気道を確保するための手術」や「CPAP（経鼻的持続陽圧呼吸）療法などの治療」を目的とするものと、「睡眠時の呼吸状態などの検査」を目的とするものがあります。検査のみを目的とする入院は、睡眠時に検査を実施するためのものであり、入院給付金などのお支払いの対象となる「治療を目的とした入院」には該当しないため、お支払いの対象外とします。

【対象商品一覧】

- 無配当医療給付金付定期保険
- 無配当年齢群団疾病入院保障保険
- 無配当総合医療保険（2000）
- 無配当新総合医療保険（2001）
- 無配当医療保険（2003）
- 無配当医療保険（2007）
- 無配当無解約払戻金型医療保険（2013）
- 無配当無解約払戻金型医療保険（2022）
- 無配当引受基準緩和型医療保険
- 無配当引受基準緩和型医療保険（2015）
- 無配当引受基準緩和型医療保険（2019）

※上記の医療保険に付加されている医療に関する特約も対象となります。

※また、上記の医療保険以外のご契約（死亡保険など）に付加されている入院給付に関する特約（入院保障特約・疾病入院特約・新疾病入院特約など）についても対象となります。

2. 不妊治療を受けられた場合の給付金のお支払いについて

2022 年 4 月 1 日以降、一部の不妊治療が公的医療保険制度の対象となったことを受け、当社では「人工授精」「採卵術」「精巣内精子採取術」「胚移植術」「体外受精・顕微授精」「受精卵・胚培養」「胚凍結保存」「採取精子調整」「精子凍結保存」が行われた場合、手術給付金などのお支払いの対象として取扱ってきました。これらの不妊治療の内容を改めて確認した結果、「体外受精・顕微授精」「受精卵・胚培養」「胚凍結保存」「採取精子調整」「精子凍結保存」は、お支払いの対象外とします。これらは、医科診療報酬点数表上、手術料に分類される各種管理料が算定されるものの、被保険者の身体に対して行われるものではなく、手術給付金の支払事由（被保険者が手術を受けたとき）に該当しないためです。

【対象商品一覧】

・無配当無解約払戻金型医療保険（2013）
・無配当無解約払戻金型医療保険（2022）
・無配当引受基準緩和型医療保険（2015）
・無配当引受基準緩和型医療保険（2019）

不妊治療を受けられた場合の手術給付金の取扱いは、以下の表のとおりです。

不妊治療（診療報酬点数※）		2027年12月31日 以前の支払対象	2028年1月1日 以降の支払対象
一般不妊治療	人工授精	○	○
生殖補助医療 （体外受精など）	採卵術	○	○
	精巣内精子採取術	○	○
	胚移植術	○	○
	体外受精・顕微授精管理料	○	×
	受精卵・胚培養管理料	○	×
	胚凍結保存管理料	○	×
	採取精子調整管理料	○	×
	精子凍結保存管理料	○	×

※手術料または手術など管理料のみ記載しています。　　○：手術給付金の支払対象　　×：手術給付金の支払対象外

ご契約内容、各種お手続きに関するお問合せ窓口

ご不明な点がございましたら、当社ウェブサイトの
「ご契約者さま向けお問合せ窓口」をご確認ください。

以　上